改正消費税法等説明会

**平成３１年１０月１日から**

**消費税が１０％に引き上げられます。**

**準備は万全ですか？**

さて、平成３１年10月1日から消費税の税率が８％から１０％に引き上げられます。それに伴い軽減税率制度が実施されます。この改正消費税法をより良く理解して頂くために説明会を開催致します。

つきましては次の通り行いますので、ご多用の折り誠に恐縮ですが、万障繰り合わせてご出席下さいますよろしくお願い申し上げます。

|  |
| --- |
| domannyaka編集用3**日　時：平成３０年１２月１９日（水）**  **午後３時～午後５時**  **場　所：袋井商工会議所３階　第1第2研修室**  **講　師：太田祥吾税理士事務所所長　太田祥吾　氏**  **内　容：・改正消費税法について**  **・平成31年税制改正について**  **対　象：個人事業所、法人企業どなたでも受講可**  **定　員：３０名（定員になり次第締め切らせていただきます）**  **参加費：無料**  **共　催：袋井商工会議所中小企業相談所　磐田税務署管内青色申告会袋井支部**  **その他：お申込みは １２月１４日（金）までにお願いします。**  **駐車場が満車の場合は市役所の駐車場をご利用下さい。** |

**１２／１９（水）消費税法等説明会参加申込書（FAX：0538-42-9871）**

**住所　〒**

**電話　（　　　　　　　　）　　　　　－**

**事業所名　　　　　　　　　出席者名（複数可）**

**袋井商工会議所中小企業相談所（TEL：0538-42-6151）担当：清水**